アーカイブが生活者に提供するもの

アーカイブの定義

アーカイブ (アーカイブズ)といっても、あまりよくわからないという人も多いのではないだろうか。筆者もその一人で、言葉を聞いたことはあるものの、漠然と「過去の情報やコンテンツがためてある倉庫のようなもの」という程度の認識しかなかった。アーカイブとミュージアム、図書館はどう違うのか、といったこともよくわからない。しかもアーカイブ、アーカイブズ、アーカイブスと、呼び方がさまざまであることも不思議である。

アーカイブの定義について調べてみ ると、国立国語研究所の外来語の言い 換え提案として「保存記録、記録保存 館」という言葉が出てくる。意味としては 「個人や組織が作成した記録や資料を、 組織的に収集し保存したもの。またはそ の施設や機関 | 「一般には『アーカイブ』 の語形が多く用いられるが、専門語とし ては『アーカイブズ』の語形が用いられ ることもある」「『ライブラリー』が、図書 をはじめとする資料を収集し閲覧に供 するためのものであるのに対して、『ア ーカイブ』は、記録や資料を、記録媒体 にかかわらず、長期に保存するための もの」とされる。また、『文書館用語集』 (文書館用語集研究会編、大阪大学出 版会 1997) によれば、アーカイブズとは ①史料、記録史料、②文書館、③公文 書記録管理局。そして、記録や史料の 管理または文書館の運営の専門家を 「アーキビスト | という 1)。アーカイブの 定義は近年その領域が広がってきてい るようで、長野県・上田市デジタルアー カイブポータルサイトでは、「海外や最 近の日本では、古文書や過去の映像、 写真などを保存する文化遺産のライブ



上田市が力を入れているデジタルア — カイブのポ – タルサイト

http://museum.umic.ueda.nagano.jp/index.html

ラリーを指していうケースが多くなっています。またアーカイブを広く解釈して必ずしも過去の記録の集積にとらわれずに、新しいデジタルコンテンツのアーカイブといったデータベース的な意味合いにも用いられるようになってきています |としている。

本稿では、これらをすべて含めて「ア ーカイブ」と表記する。

アーカイブの動向

アーカイブの代表はいわゆる国立公文書館をはじめとする政府や自治体、国公立大学等の公文書を収集保管する公文書館である。しかし、実は公文書館以外にもアーカイブを名乗るものは数多く存在する。公共性が高いものとしては、NHKの過去の映像コンテンツを保管・公開するNHKアーカイブスや、「国民の文化財である映画フィルムの、収集・保存・復元・公開を主な活動とするフィルムアーカイブ機関」である東京国立近代美術館フィルムセンターが有名である。さらに、企業や公益法人、NPO、個人が有する資料や記録、情報コンテンツを保存するアーカイブも規模



国立公文書館デジタルアーカイブ https://www.digital.archives.go.jp

の大小を問わず数多く存在する。また、 最近ではさまざまな資料をデジタル化し て保存し、今後の研究などに役立てよう とする「デジタルアーカイブ」を作る動き も盛んである。

アーカイブが日本で注目を集めるよう になった背景には、行政機関等の情報 公開の流れにともない2009年7月に公 布され、2011年4月に施行された公文 書管理法の存在がある。この法律は、 公文書を「健全な民主主義の根幹を支 える国民共有の知的資源」とし、その公 文書が「主権者である国民が主体的 に利用し得るものであること」を担保す る法律である。そのために国の行政機 関またはそれに準じる機関に文書の作 成と適切な管理を義務付け、国の「歴 史的公文書等 | の保存や利用につい て、国立公文書館や有識者による「公 文書管理委員会」などの役割を定めて いる。この法律により、公文書館だけで なく、公立の美術館や博物館、大学に おいて、収蔵する美術品や資料などを、 単に保存するだけでなく、開かれた「資 源 | として活用することがいわば義務化 された。

たけのうち さちこ●上智大学大学院文学研究科博士前期課程卒業。1982年、株シナリオワーク設立。その後同社取締役、個人事務所設立を経て、2003年シナリオワーク代表取締役に就任。女性消費者を中心とする消費者研究、マーケティング戦略立案などのプロジェクトを手がけ、今日に至る。

もう一つの背景としては、2011年の東 日本大震災がある。同年6月に「東日本 大震災復興構想会議」が発表した「復 興への提言」では、「復興構想7原則」 のうち「原則1」として、「大震災の記録 を永遠に残し、広く学術関係者により科 学的に分析し、その教訓を次世代に伝 承し、国内外に発信する」とし、本論第 4章では「災害の記憶や映像や記録を 後世に残していくアーカイブの活動も、 復興過程に『希望』を見出すことに連な る」と述べている²⁾。確かに、「東日本大 震災アーカイブ」を検索サイトで検索す ると、各自治体や関係機関によるアーカ イブが数多くヒットし、国立国会図書館 の震災ポータルサイト「ひなぎく国立国 会図書館東日本大震災アーカイブ」で、 それらを一元的に見ることができる。

さらにもう一つ、デジタルアーカイブへの注目も挙げることができる。上記の上田市デジタルアーカイブポータルサイトでは、デジタルアーカイブについて以下のような説明がなされている。

人類の歴史の中で創造され、継承 されてきた文化資産は、人類共通



国立国会図書館の震災ポータルサイト「ひなぎく国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」 http://kn.ndl.go.jp/#/

の財産です。しかし、これら有形・ 無形の文化資産の中には、修復と 保存の懸命の努力にもかかわらず、 崩壊、消失していくものが多数あり ます。

デジタルアーカイブは、このかけが えのない文化資産を記録精度が 高く、映像再現性に優れたデジタ ル映像の形で保存・蓄積、次世代 に継承していくものです。

また近年のインターネットなどの普及により、美術館、博物館などで、その場所でしか見る事の出来ない美術品・貴重資料を、世界中の人々が自由に閲覧できるよう、世界規模で構想の相互連携と協力が進んでいます。

海外では、美術館等のデジタルアー カイブが拡大しているようで、米・メトロ ポリタン美術館では、著作権の保護期 間が切れ「パブリックドメイン」(PD)と なった作品のデジタル画像37万5,000 点がどんな用途でも自由に使えるように なったそうだ。朝日新聞では2017年5 月3日、4日に文化文芸欄で「シェアに 向けて 全国美術館アンケートから」と いう特集を行い、PD作品のデジタル化 やオープンアクセス化についての議論 を取り上げている。日本では、予算不足 などによりPD作品のデジタル化はまだま だ進んでおらず、デジタル化された作品 の貸し出しにも、書面での申請や高い 料金を課すなど、慎重な姿勢を取る館 が多いようだ。

生活者とアーカイブの接点

こうした基礎知識を踏まえた上で、一 人の生活者として、アーカイブとの関係 をどのように考えればよいのだろうか。

アーカイブの利用機会としてまず考 えられるのは、自分がなんらかの研究に 携わっている場合であろう。先行研究 について知りたければ、学術論文のア ーカイブは必要不可欠であるし、過去 の事実についての記録や発言につい ての調査にもアーカイブは必要である。 研究者でなくても、ビジネスパーソンや 市民として、何かを調べたいと思ったと きには、アーカイブをあたることになるだ ろう。もちろん、普通、何かについて調べ たければ、まずは検索サイトで検索をか けることが多いので、直接どこかのアー カイブにアクセスするということは最近で は少ないかもしれない(この資料はこの アーカイブにあるということがあらかじめ わかっている場合は別として……)。

研究や調べもの以外でアーカイブを 利用するケースはどうか。国立公文書 館や外交史料館といったアーカイブで は企画展示が行われており、歴史に興 味がある場合などに展示を見にいけば、



東京国立近代美術館フィルムセンターのイベントチラシ

閣僚の手紙や議事録といった生の資料を見て、当時の政治的攻防などを追体験することができる。東京国立近代美術館フィルムセンターでは上映会や講座が開かれ、昔の映画を当時の時代背景を含めて知ることができる。またNHKアーカイブスでは、トップページに「おすすめ動画」が表示され、なつかしい過去の大河ドラマなどを見ることが可能だ。

各地域のデジタルアーカイブには、そ れぞれの地域の過去の記録映画や市 民から寄贈された昔の写真などが収蔵 されており、それらを見ることで、地域の 歴史をリアルに体感することができる。 例えば、長野県の上田市デジタルアー カイブポータルサイトでは、上田市の博 物館や美術館の収蔵品のデジタル画 像や伝統文化等についての映像作品 が、また沖縄アーカイブ研究所では、収 集した古い8ミリフィルムをデジタル化し たものがそれぞれ閲覧可能。さらに首 都大学東京システムデザイン学部の渡 邉英徳准教授が開発した「多元的デジ タルアーカイブス」によるヒロシマ・アー カイブやナガサキ・アーカイブ、沖縄戦 デジタルアーカイブでは、グーグルアー ストに当時の写真や当事者のインタビ ユー映像が立体的に配置されるという インターフェース上の工夫により、当時



NHK アーカイブス http://www.nhk.or.jp/archives/



多次元デジタルアーカイブスで作られた「沖縄戦デジタルアーカイブ〜戦世からぬ伝言」 http://okinawa.mapping.jp/

の状況を俯瞰的にバーチャル体験す ることができる。

企業の公式ウェブサイトでは過去のIR資料やプレスリリースを閲覧することができるのはもちろん、過去の商品写真を見ることができるものもある(例えば株式会社タカラトミーのトミカ歴史館では、ミニカー「トミカ」の歴代のモデルを見ることができる)。味の素食の文化センターのアーカイブス³⁾には、文化人類学者の石毛直道氏の食文化に関するコラムや写真等を集めた「石毛直道食文化アーカイブス」が収められており、見応えがある。ゲーム会社のゲームアーカイブでは、過去に発売されたゲームソフトを現在のゲーム機仕様でDL(有料)し、プレイすることができる。

アーカイブが 生活者に提供するもの

このように見ていくと、どうやら、生活者がリアルでもデジタルでもアーカイブと関わるのは、過去、それも個人の思い出を超えた社会の事実としての過去を知り、追体験しようとするときであり、生活者がアーカイブに求めるのは、その過去をいつでも必要や欲求に応じてすぐに「呼び出せる」ことである、ということがわかってくる。

現状では、インターネット元年といわ

れる1995年以降の情報・コンテンツについては、デジタルアーカイブ化がされているが、それ以前、特に1970年代以前のものについては、デジタル化されていないものも多く、それらをいかに発掘し、デジタルデータとして整理するかが課題と考えられる。一方、SNSが普及したこの10年以降については、あらゆる人が撮った写真や映像等がネット上にたまっていくわけで、それをどのようにアーカイブとして整備していくのかということもまた大きな課題となりそうだ。

今後は個々のアーカイブにおけるコンテンツの充実はもちろんだが、個別のアーカイブをつなげ、欲しい過去の情報をいつでも取り出し、時系列に並べてみることのできるシステムが求められる。それが実現されると、生活者にとって過去は失われた記憶ではなくなり、全ては現在そこで体験できる情報になる。インターネットは空間を超えたといわれるが、アーカイブの充実により、時間を超えることも可能になるかもしれない。すでに、動画共有サイトの浸透により、若者にとって過去のコンテンツ(アニメ作品も歌謡曲も)はネット上に今、存在するものとなりつつあるのだから。

【出所】

- 1) 国際資料研究所 小川千代子編『「アーカイブ」定義 集成』2009 http://www.geocities.jp/djiarchiv/4_Record_Center/archivedefinitions2009.pdf
- 2) 古賀崇「総論: アーカイブズをいかに位置 づけるか: 日本の現状からのレビュー」 『情 報の科学と技術 62巻10号』 2013
- 3) http://www.syokubunka.or.jp/archives/